



教小第 816 号
令和7年3月19日

関係各市町教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

障害者会計年度任用職員等の年次休暇に係る事務処理について

日頃、本県の障害者雇用の推進に、御支援、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、障害者会計年度任用職員及び就業補助員（以下「障害者会計年度任用職員等」という。）の年次休暇につきましては、公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱の規定に基づき、翌年度に繰り越すことができます。

つきましては、引き続き令和7年度に雇用予定の障害者会計年度任用職員等の事務処理につきましては、下記のとおり事務処理に遺漏のないよう、お願いいたします。

なお、年次休暇の繰越については、これまでの取り扱いと変更はありません。また、今年度任期満了となって、公募による選考の結果、引き続き任用となる方もこの取り扱いの対象になります。

記

○公立義務教育諸学校障害者会計年度任用職員等派遣要綱

別表2の備考

(7) 年次休暇（1日未満の端数も含む。）は翌年度へ繰り越すことができる。繰り越された休暇はその年度に限り有効であること。

年次休暇の繰越日数は、次の算式により計算するものであること。この場合、1日の年次休暇を時間に換算する場合は(5)に定める時間とし、半日の年次休暇を時間に換算する場合は4時間をもって行うものとする。

この要綱の規定に基づく休暇日数(A)＋(前年度又は前年から繰り越された休暇日数(B)－その年度又は年に与えた(使用された)休暇日数(C))＝その年度又は年の休暇の残日数(D)（翌年度又は翌年に繰り越される休暇日数）

(注) 1 (D)に半日(0.5日)単位がある場合は、4時間に換算すること。

2 (D)が前年度又は前年に付与した年次休暇の日数を超えるときは、(D)は前年度又は前年に付与した年次休暇の日数を上限とすること

(例) ・令和6年度に付与された年次休暇 12日
・令和5年度から繰り越された年次休暇 5日
・令和6年度に使用した年次休暇 7日
・残日数＝12日＋(5日－7日)＝10日 → 令和7年度へ繰越し

※ 1日未満の端数についても翌年度へ繰り越すことができます。

担 当 総務・定数管理・共同実施担当 佐藤
電 話 048-830-6934
E-mail a6930@pref.saitama.lg.jp